

(参考書式19-1：差押範囲の変更(減縮)の申立てをする方へ)

差押範囲の変更(減縮)の申立てをする方へ

札幌地方裁判所民事第4部債権執行係

裁判所は、提出された資料をもとに、あなたと債権者の生活状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部又は一部を取り消す(差押えの範囲を減縮する)必要があるか否かを判断します。

提出を求める主な資料は以下のとおりですが、提出された資料の内容や事情によっては、追加の提出を求める場合もあります。

また、裁判所から債権者に対して、申立書、添付資料の副本を送付して意見を求める場合もありますので、判断に時間を要することもあります。

なお、申立てがあれば必ず差押範囲の変更が認められるわけではありませし、差押範囲の変更が認められても、あなたの債務が減るわけではありませし。

1 申立てに必要な書類等

差押範囲の変更の申立てには次の書類が必要になります。

- ① 申立書(収支状況一覧表及び同居家族等一覧表を含む)正本、同副本各1通
- ② 世帯全員(同居者全員)の住民票
(申立前3か月以内に取得、マイナンバーの記載がないもの)
- ③ 収入、支出に関する資料
(マイナンバーが表示されている書類を提出する場合は、マイナンバー部分を黒ぬりするなどして消してから提出してください。)

(例) ㊦給与(申立前3か月分)及び賞与明細書(申立前1年分)写し

- ㊧源泉徴収票写し、確定申告書写し(最新のもの)
- ㊨年金等の振込通知書写し
- ㊩生活保護等受給決定通知書写し
- ㊪預貯金の各通帳写し(表紙及び申立前1年分の取引履歴を記帳したもの)
- ㊫上記①の収支状況一覧表に記載された支出についての請求書、領収書(上記㊪の通帳写しに記載のないもの)等

(参考書式19-1：差押範囲の変更(減縮)の申立てをする方へ)

- ④ 上記②及び③の各コピー1通
 - ⑤ 郵便切手3540円分(500円×4枚、200円×2枚、100円×3枚、84円×8枚、20円×3枚、10円×10枚、2円×4枚)
- 手続の進行具合により、追加の切手を納めていただくことがあります。

2 申立書の記載等について

- (1) 申立人の欄にあなたの住所等を記載した上、あなたの印鑑を押してください。
連絡先(Tel)欄には、あなたと日中連絡の取れる電話番号を必ず記載してください。また、申立人(債務者)、相手方(債権者)名を記入して下さい。
- (2) 申立ての趣旨欄には、範囲変更を求める差押命令の事件番号(第三債務者名)を記入し、変更を求める範囲について、該当する□にレ印を記入してください。
また、この申立てに対する裁判の効力が生じるまでの間、第三債務者に対して、支払その他の給付の禁止(債権者に支払を行わず、第三債務者がその分を保管しておくこと)を希望する場合には、該当する□にレ印を記入してください。ただし、希望したからといって、必ずしも希望が認められるわけではありません。
- (3) 申立ての理由欄(本件差押えが続行されることによって申立人の生活に生ずる著しい支障)は、後記3の記載例を参考に、差押命令の範囲変更を求める理由を記載してください。
- (4) 添付書類欄には、あなたが申立てのために提出した資料について、該当する□にレ印を記入してください。

3 申立ての理由の記載について

該当する□にレ印を記入し、空欄に所要事項を記入してください。

【差押えが続行されることによって申立人の生活に生ずる著しい支障の記載例】

「申立人の収入及び支出は上記に記載したとおりであり、他にめぼしい資産はない。本件差押えは、給料、賞与及び退職金から所得税、住民税及び社会保険料を控除した残額の○分の○を対象とするものであるが、申立人にはこれ以上家計を切りつめる余裕はなく、申立人の生活に著しい支障が生じている。」